

○内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則第九條第一項の規定に基づき、同項に規定する財務大臣が定める外国為替相場を定める件

平成十年二月二十六日
大蔵省告示第四十九号

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則（平成九年大蔵省令第九十六号）第九條第一項の規定に基づき、同項に規定する財務大臣が定める外国為替相場を次のように定め、平成十年四月一日から適用する。

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則第九條第一項に規定する国外送金等に係る外国通貨を本邦通貨へ換算するために用いられる外国為替相場は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める外国為替の相場とする。

一 国外送金等（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）第三条第一項に規定する国外送金等をいう。）が本邦通貨と外国通貨との売買を伴うものである場合 当該売買について適用された外国為替の対顧客売買相場

二 前号に掲げる場合以外の場合 外国為替の取引等の報告に関する省令（平成十年大蔵省令第二十九号）第三十五条第二号に規定する相場